

修理約款

2018年9月1日

西村音響店

このたびは、西村音響店の修理サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。お客様（以下「甲」という）は、西村音響店（以下「乙」という）にご依頼品（以下「物件」という）修理のご依頼に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

第1条 総則

本修理約款は、甲と乙との間の修理作業取引について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用します。

第2条 作業の受付

甲は当店Webサイト上の申込みフォームより必要事項を送信し、お申込みいただくものとします。

第3条 物件の送付

物件は、乙がご依頼を受付し送付を受諾した後、お送りいただくものとします。受諾前の送付は、受取りを拒否できるものとします。

第4条 作業の本受注

物件が乙に到着したあと、甲と乙との間で電話による作業内容の打ち合わせを行います。甲が作業内容をご了承いただき、作業の本受注といたします。メールでの打ち合わせはお断りします。また、本受注後は、キャンセル出来かねます。

第5条 ご依頼いただけない物件

以下の場合、作業のご依頼をお断りする場合がございます。

- 乙での状態確認において、不具合箇所が見られない場合
- 故障症状が重く、修理の目途が立たない場合

第6条 作業終了後の取り扱い

物件の作業終了後、乙は甲へその旨を連絡するとともに、状態確認用の動画をお送りします。甲は同動画を確認し、作業内容に相違がないことを確認するものとします。確認が済みましたら、作業完了となります。作業完了日は、甲の了承を得た日付とします。ただし、連絡が無きまま7日以上経過した場合は、作業を終えて7日後の日付を作業完了日とします。

第7条 代金の支払い

作業終了日より、7日以内にお支払い下さい。銀行振込の際の振込手数料は、甲が負担するものとします。

第8条 支払いの延滞

支払期日を過ぎても料金のお支払いが無く、乙が支払困難と判断した場合、甲と乙の取り決めにより、物件を譲渡することによって支払いを免除できるものとします。

第9条 動作保証

作業完了日より60日間を、動作保証期間とします。同期間中、乙の作業が原因による不具合が発生した場合、無償の再修理を1回まで承ります。

以下の場合、動作保証対象外といたします。

- 外装部分における傷・汚れ
- 輸送中における破損
- テープの走行不良（あきらかに調整不足である場合を除く）
- 誤使用または故意による不具合・故障
- 期間中、甲で修理された場合
- 経年劣化による性能低下
- 音質に対する異議（あきらかに調整不足である場合を除く）

第10条 料金の返金

乙が特別に認める場合を除き、お支払いいただいた料金は、返金致しかねます。

第11条 留意事項

- 状態によっては、経年劣化や部品交換が困難のため、不具合の改善が難しい場合がございます。必ずしも完全に修理可能ではない事を悪しからずご了承下さい。
- 作業内容を管理するため、作業中は写真および動画に記録させていただきます。

第12条 免責事項

甲の不注意により生じた損害は、乙はその責を負わないものとします。

第13条 合意管轄

本契約に関する訴訟および調停の管轄裁判所は、岡崎簡易裁判所、または名古屋地方裁判所とします。

以上